

介護保険制度の施行状況について

平成 28 年 2 月 25 日
高 齢 福 祉 課

介護保険制度の平成 26 年度における施行状況について、その概要を下記のとおり報告します。

1 要介護（要支援）認定の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年 3 月末現在 59,037 人で、介護保険制度の開始時(H12.4月)より 35,644 人増加し、約 2.5 倍となっている。

(単位：人)

	H12.4月 a	H24.3月	H25.3月	H26.3月	H27.3月 b	H12 との 比較(b/a)
65 歳以上 認定者数(A)	22,757	51,271	53,610	55,697	57,786	約 2.5 倍
対 65 歳以上人口比(A/B)	9.9%	17.6%	17.8%	17.9%	18.1%	←全国 17.9%(H27.3)
40～64 歳 認定者数	636	1,406	1,356	1,290	1,251	約 2.0 倍
計	23,393	52,677	54,966	56,987	59,037	約 2.5 倍
1 号被保険者(65 歳 以上)数 (B)	229,414	290,688	301,932	311,687	319,937	約 1.4 倍

(2) 要介護度別分布状況 (H27 年 3 月末現在)

要介護度別の人口比を全国平均と比較すると、本県は、要支援者の割合が低く、要介護者の割合が高くなっている。

(単位：人)

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
富 山 県	65 歳以上 認定者数	5,776	6,340	11,681	10,676	8,979	7,558	6,776	57,786
	構成比	10.0%	11.0%	20.2%	18.5%	15.5%	13.1%	11.7%	100.0%
	40～64 歳 認定者数	99	160	214	261	190	152	175	1,251
	計	5,875	6,500	11,895	10,937	9,169	7,710	6,951	59,037
全 国	65 歳以上 認定者数	858,545	817,707	1,147,106	1,029,241	770,594	709,927	584,434	5,917,554
	構成比	14.5%	13.8%	19.4%	17.4%	13.0%	12.0%	9.9%	100.0%

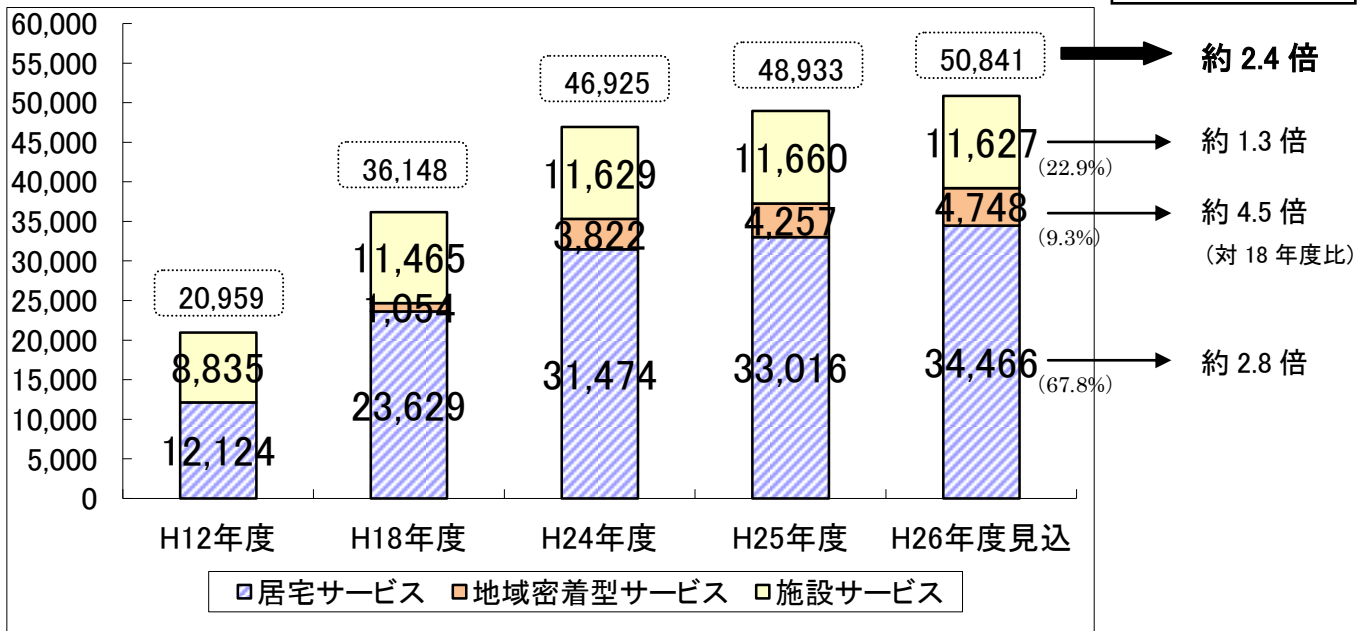
2 サービス受給者数の推移（月平均）

サービス受給者は、平成 26 年度（月平均）が 50,841 人で、平成 12 年度（月平均）と比較すると、29,882 人増（約 2.4 倍）となった。

(ア) サービス受給者数 合計

(単位：人)

対 H12 年度比



(注 1) グラフ中、() は構成割合

(注 2) 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス間で重複利用がある。

(イ) 主なサービス受給者の内訳

(単位：人)

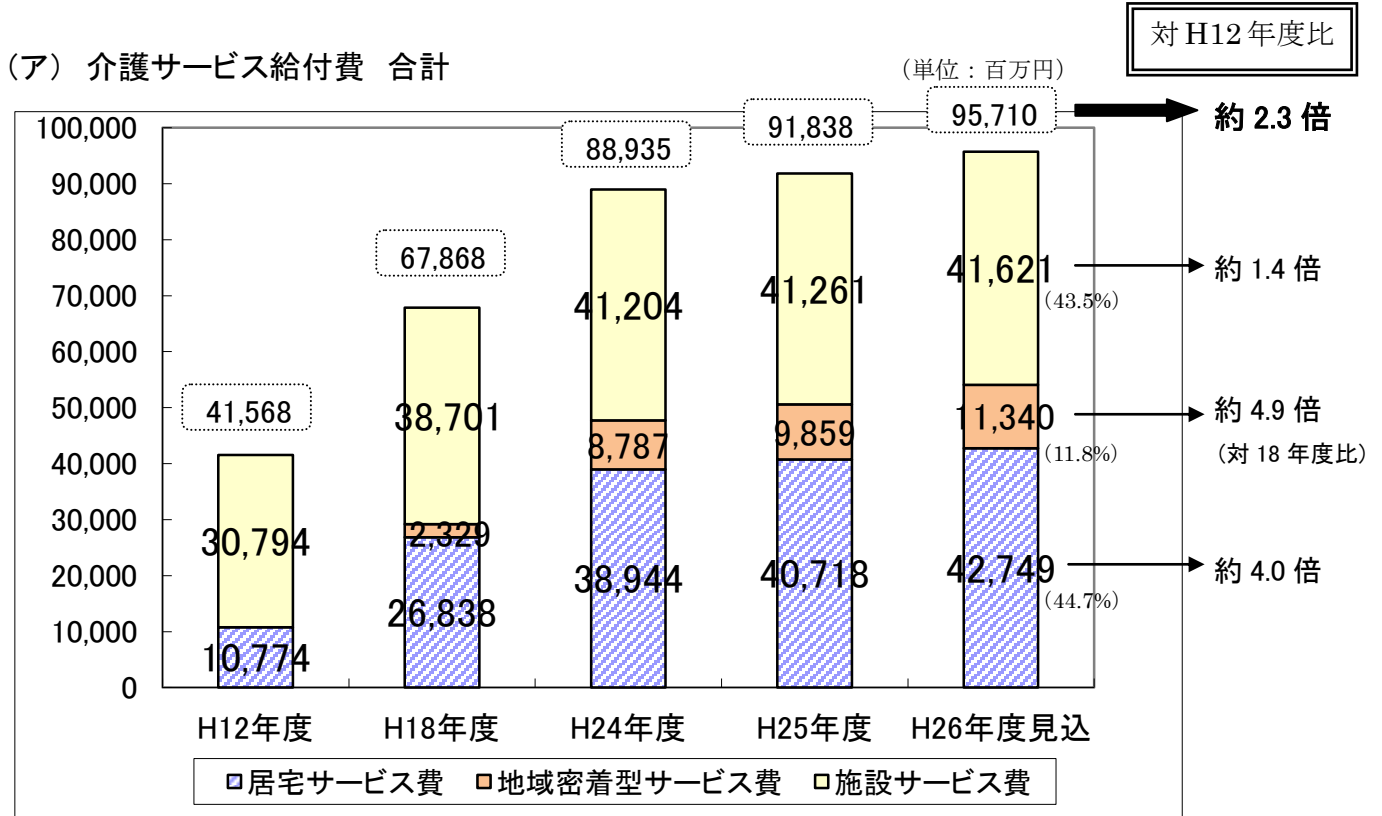
主な項目		H12 年度 月平均 a	H18 年度 月平均	H24 年度 月平均	H25 年度 月平均	H26 年度 月平均 見込 b	H12 との比較 (地域密着は 対 H18) (b/a)
居宅 サービス	訪問系サービス	16,951	18,748	27,725	29,528	31,583	約 3.5 倍
	通所系サービス		18,736	25,553	26,759	27,882	
	短期入所サービス		1,896	4,061	5,666	5,768	
地域 密着型 サービス	認知症対応型 通所介護	—	217	966	1,034	1,025	約 4.7 倍
	小規模多機能型 居宅介護	—	13	1,073	1,229	1,366	約 105.1 倍
	認知症対応型 共同生活介護	—	827	1,592	1,764	1,941	約 2.3 倍
	地域密着型 介護老人福祉施設 入居者生活介護	—	0	212	245	401	
施設 サービス	介護老人福祉施設	2,970	5,019	5,310	5,336	5,306	約 1.8 倍
	介護老人保健施設	2,887	3,969	4,155	4,320	4,372	約 1.5 倍
	介護療養型 医療施設	2,153	2,539	2,174	2,064	2,007	約 0.9 倍

(注) 主なサービスのみ計上していること、複数のサービス受給者については複数計上していることから、

(ア) サービス受給者数の合計とは一致しない。

3 介護給付費（保険者負担分）の推移

介護給付費は、平成 26 年度が約 957 億円で、平成 12 年度と比較すると、541 億円余りの増（約 2.3 倍）となった。



(イ) 主な介護サービス給付費の内訳

(単位：百万円)

主な項目		H12 年度 実績 a	H18 年度 実績	H24 年度 実績	H25 年度 実績	H26 年度 見込 b	H12 との比較 (地域密着は 対 H18) (b/a)
居宅 サービス	訪問系サービス	2,513	5,813	8,098	8,648	9,372	約 3.7 倍
	通所系サービス	5,200	12,685	19,030	20,017	20,896	約 4.0 倍
	短期入所サービス	1,418	3,929	5,476	5,512	5,545	約 3.9 倍
地域 密着型 サービス	認知症対応型 通所介護	—	228	1,161	1,276	1,292	約 5.7 倍
	小規模多機能型 居宅介護	—	20	2,284	2,581	2,887	約 144.4 倍
	認知症対応型 共同生活介護	—	2,080	4,570	5,060	5,590	約 2.7 倍
	地域密着型 介護老人福祉施設 入居者生活介護	—	0	739	876	1,436	
施設 サービス	介護老人福祉施設	10,604	15,599	17,607	17,683	17,702	約 1.7 倍
	介護老人保健施設	10,004	12,080	13,583	14,183	14,624	約 1.5 倍
	介護療養型 医療施設	10,186	10,999	9,798	9,087	8,951	約 0.9 倍

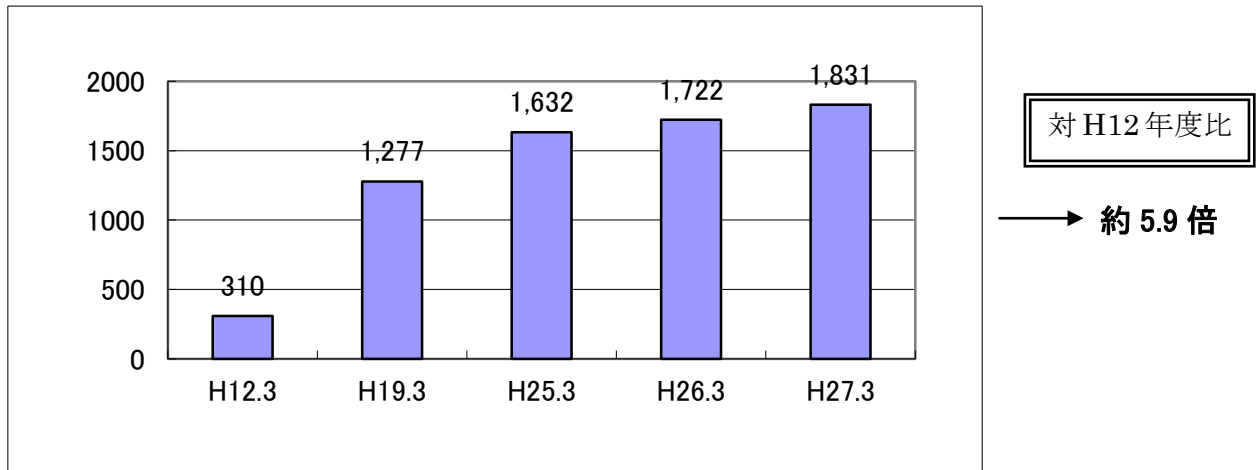
(注) 主なサービスのみ計上していることから、(ア) 介護サービス給付費の合計とは一致しない。

4 サービス供給体制

(1) 居宅サービス事業所等の推移（事業所数）

居宅サービス事業所数は1,831で、グループホーム等の地域密着型が増加している。

(単位：事業所)



(注) 地域密着型サービス事業所を含む。

【主な内訳】

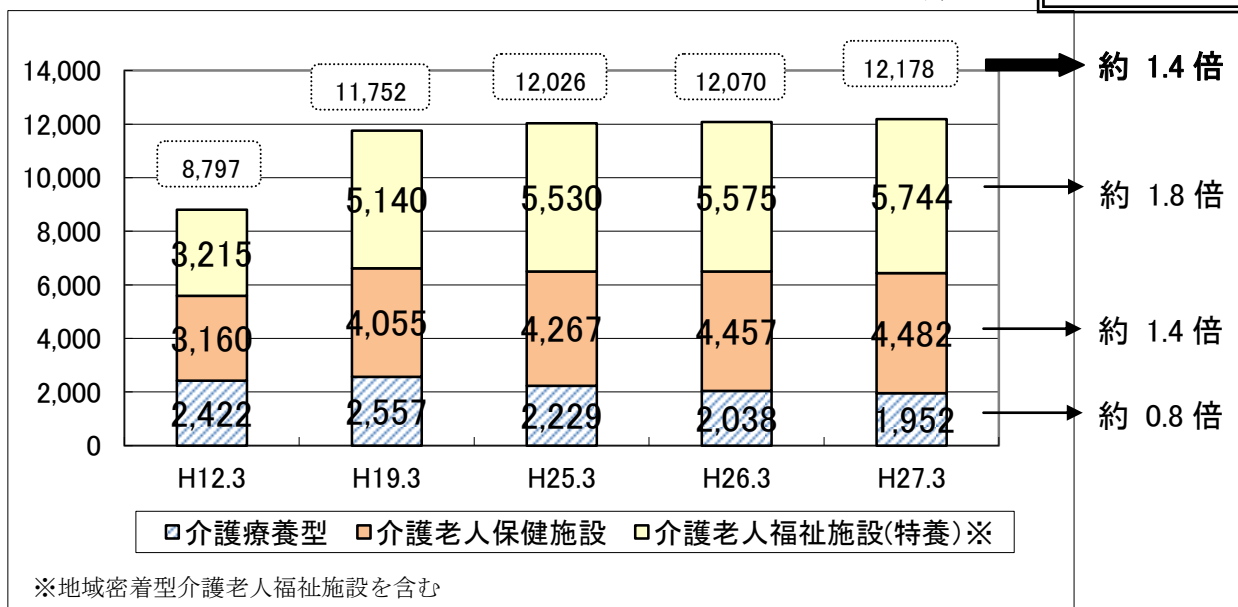
(単位：事業所)

	H12.3月 a	H19.3月	H25.3月	H26.3月	H27.3月 b	H12との 比較(b/a)
訪問介護	72	167	192	202	225	約3.1倍
訪問看護ステーション	27	34	45	49	55	約2.0倍
通所介護	64	257	372	404	430	約6.7倍
福祉用具貸与	32	70	78	76	77	約2.4倍
グループホーム	2	57	118	136	147	約73.5倍
(ベッド数)	(14)	(847)	(1,610)	(1,863)	(2,052)	約146.6倍
小規模多機能型居宅介護	—	3	57	63	68	
居宅介護支援	—	317	316	329	348	

(2) 介護保険施設整備の推移（入所定員）

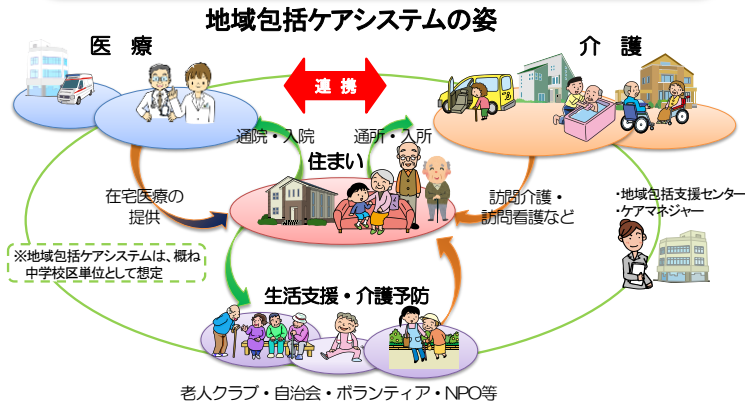
(単位：人)

対H12年度比



富山県の地域包括ケアシステム構築に向けた取組み状況

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現



—地域包括ケアシステム推進会議—

地域包括ケアシステムの構築を官民一体で推進

H26.6 設置

- 会長: 知事
- 委員: 医療・介護関係、住民団体(老人クラブ、自治会等)、事業者(ライフライン等) 26名

H27.2 共同宣言採択

- 5つの柱

 - 1 若い時からの健康づくりと介護予防の実践
 - 2 多様な担い手による生活支援体制の構築
 - 3 安心できる医療・介護サービス提供体制・高齢者の住まいの確保
 - 4 ICTの活用など効率的・効果的なサービスの推進
 - 5 官民連携した地域体制づくり、普及啓発

共同宣言の趣旨を踏まえて

—平成27年度の主な取組み—

普及啓発(県民運動)

■地域包括ケア推進県民フォーラムの開催

地域包括ケアについて県民に理解を深めていただくとともに、地域包括ケアシステム構築の気運の醸成を図るために開催(12月23日、約350名参加)



(フォーラムの様子)

■シンボルマークの作成

地域包括ケアシステムの普及啓発のため、富山県のシンボルマークを作成(公募による260点の中から決定)。地域包括ケア活動実践団体の登録ステッカー、関連事業のチラシ等で使用

(シンボルマーク)



とやま地域包括ケアシステム

富山県の頭文字「と」をモチーフに地域のみなさんが高齢者の生活をいきいきと支える姿を表現

■地域包括ケア活動実践団体の募集・登録

高齢者を地域で支える活動の拡大を図るため、生活支援、介護予防等の地域包括ケアを実践する団体を募集・登録⇒新規開設するHPで公表

登録団体数 H28.2 現在:393

(内訳) 地区社協、老人クラブ、NPO、銀行、郵便局、生協、コンビニ、医療法人等

■地域包括ケア実践顕彰の創設

地域での支え合い活動を積極的に実践されている団体の顕彰制度を創設⇒生活支援、介護予防、医療・介護連携等の各分野から8団体を顕彰



(顕彰授与式の様子)

在宅医療の推進

■在宅医療支援センターの設置・運営

県内全域で在宅医療を推進するため、県在宅医療支援センターを県医師会館内に設置(H27.4.1)。また、在宅医療を実施する開業医等を支援するため、郡市医師会が設置する在宅医療支援センターに対し補助(10ヶ所)

■訪問看護ステーション整備に対する助成

訪問看護ステーション設備整備補助(4ヶ所)、多機能型訪問看護ステーション拠点整備補助(1ヶ所)

市町村の取組み支援

■市町村職員セミナー

地域包括ケアシステムを主体となって構築する市町村職員等に対し、生活支援体制整備、在宅医療・介護連携、介護予防等に関するセミナーを実施(年6回)

■介護予防・生活支援モデル事業の実施

協議体や生活支援コーディネーターの配置(3保険者)、住民運営の通いの場づくり(4保険者)